

令和6年度 第1回福岡市こども・子育て審議会

会 議 録

日時 令和6年8月29日（木） 13時00分

場所 オンライン（Zoom）

令和6年度 第1回福岡市こども・子育て審議会

〔令和6年8月29日（木）〕

開 会

開会

（事務局）

皆さま、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより、令和6年度第1回福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当いたしますこども未来局こども政策部長でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、台風の影響により急遽オンラインでの開催に切り替えさせていただきました。委員の皆様におかれましては、ご協力をいただきありがとうございます。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定より、委員の2分の1以上の出席が必要でございます。本日は、委員31名のうち22名にご出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本日の会議は公開にて開催させていただきます。

なお、本日は、荒上委員、大寶委員、奥村委員、尾花委員、門田委員、西田委員、野坂委員、松本みほ委員、本山委員がご欠席となっております。

続きまして、事前にお送りしておりました資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画（素案概要）」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画（素案）」、また、参考資料として、「各専門委員会の審議結果」、「第6次子ども総合計画策定に向けたワークショップについて」、「関係団体等へのヒアリングについて」をお送りしております。以上、資料が多く、大変恐縮ですが、不足等がありましたら、事務局へお知らせください。

では、会議に入ります前に、委員の異動についてお知らせいたします。団体の役職異動に伴い、新たにご就任いただきました委員の皆様を五十音順にご紹介させていただきます。

福岡市私立幼稚園PTA連合会会長の池本委員、一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟会長の石松委員、福岡県警察本部生活安全部少年課少年健全育成室長兼児童虐待対策室長の佐藤委員、福岡市PTA協議会副会長の白川委員でございます。

また、本日ご欠席の荒上委員、野坂委員、本山委員も新たにご就任をいただいております。

新たにご就任いただきました委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは開会にあたりまして、こども未来局長よりご挨拶を申し上げます。

（事務局）

福岡市こども未来局長でございます。

本日は台風への対応などもあり、大変お忙しいと存じますが、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃から様々な分野で子どもたちの健やかな成長のためにご尽力賜りまして、深く感謝を申し上げます。

第6次福岡市子ども総合計画の策定につきましては、2月に諮問させていただきました。その後、専門委員会で活発なご議論、ご審議をいただき、本日はそれらを踏まえ作成した計画素案をご審議いただきます。委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

議題

(事務局)

それでは福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、ここからの会議の進行は委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、失礼いたします。

それでは議事に入らせていただきます。

本日は台風が接近ということで、急遽オンラインに切り替えて開催していただいております。台風の色度や進路等で、なかなか見通しが立てづらい中、事務局の皆様お疲れ様でした。調整をいただき感謝いたします。

いつも以上に限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、ご質問やご意見は簡潔にご発言いただき、事務局からの説明についても同様に分かりやすく簡潔をお願いいたします。

本日はお手元の会議次第であるとおり、議題として第6次福岡市子ども総合計画素案について審議させていただきます。

本計画については、今年2月に諮問を受けた後、分野別に4つの専門委員会を立ち上げまして、現状と課題の分析を行いながら、施策の方向性について審議を行ってまいりました。

本日は専門委員会での審議内容を踏まえ作成していただきました計画素案について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

こども政策課長でございます。

第6次福岡市子ども総合計画の素案につきましては、参考資料としてお送りをしております、これまでの専門委員会における審議結果や当事者を対象としたワークショップの結果、関係団体などへのヒアリングの実施結果などを踏まえ、作成をいたしました。

お手元の資料2の要点を資料1「第6次福岡市子ども総合計画（素案概要）」にまとめておりますので、本日は資料1に沿ってご説明をさせていただきます。

最初に総論として計画の全体像をご説明した後、各論として施策別の現状と課題や施策の方向性

についてご説明いたします。

資料の左上、「計画策定の趣旨」でございます。

第5次計画の終期を2024年度末に迎える中、これまでの取組みを踏まえつつ、核家族化や地域のつながりの希薄化、コロナの影響などによる子育ての不安・負担感の増加や支援ニーズの増加・多様化、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子どもや若者が抱える悩みなどの多様化・複雑化などの課題に適切に対応していく必要がございます。

また、こども基本法の施行により、すべての子どもの権利の尊重や、子ども施策への当事者意見の反映などの対応が一層求められております。

加えまして、全国的に少子化が進展する中、子どもを持つことにかかる多様な価値観や考え方の尊重と少子化対策の両立が求められております。

こうした社会環境の変化も踏まえ、2025年度以降も効果的な施策を総合的・計画的に推進していくため第6次計画を策定いたします。

「計画期間」は、2025年度から2029年度までの5年間でございます。

「計画の対象」は、第5次計画と同様に、すべての個人・団体を対象としております。なお、※印で記載のとおり、第6次計画における「子ども」は、0歳からおおむね18歳未満、「若者」はおおむね18歳から40歳未満としつつ、こども基本法において、子どもの定義が「心身の発達の過程にある者」と定められた趣旨を踏まえ、必要な支援が年齢で一律に途切れることのないよう、対象者の状況などに応じて柔軟に対応してまいります。

次に、「計画の基本的な考え方」について、ご説明いたします。

まず、「基本理念」でございますが、福岡市では、2000年に最初の子ども総合計画を策定して以降、一貫して子どもが夢を描けるまちをめざすことを基本理念として掲げ、施策を推進してまいりました。第6次計画においても、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」を基本理念とし、子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在であり、大人とともに現在の社会を構成する一員として、それぞれの権利や多様性が尊重され、安全で安心して過ごせる環境の中で自己肯定感を高め、豊かな人間性や主体性、創造性、社会性を育み、将来に夢を描きながら様々なことにチャレンジできるまちをめざしてまいります。

また、誰もが安心して子どもを生み育てられるとともに、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態で自分らしく健やかに成長できるよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちをめざしてまいります。

次に、資料の右上、「基本的視点」でございます。

視点1「すべての子どもの権利の尊重」につきましては、子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様な人格や個性を尊重しながら一人ひとりの最善の利益を図りたいと考えており、子どもの権利主体性を明記するなど、第5次計画から内容を更新しております。

視点2「すべての子ども・子育て家庭の支援」につきましては、すべての子ども・若者、子育て家庭を対象に、それぞれの状況やライフステージに応じて、切れ目なくきめ細かに支援してまいりたいと考えており、こちらも状況に応じたきめ細かな支援を追加するなど、第5次計画から内容を更新しております。

視点3「一人ひとりの視点に立った支援」につきましては、第6次計画において新たに掲げる視点でございます。当事者である子ども・若者、保護者の視点に立ち、それぞれの意見を聴きながら、事業の構築や実施、改善を行うことにより、実効性のある支援を実施してまいります。

視点4「必要な人へ確実に届く支援」につきましては、現計画の視点3「支援へのアクセス向上」を発展させたものでございます。支援情報を知らない、様々な事情で利用に至らないなど、支援が届かない・届きにくい状況にある人たちを含め、すべての子ども・若者、子育て家庭へ必要な支援を確実に届けられるよう、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を実施してまいります。

視点5「社会全体での支援」につきましては、現計画の視点4「地域や市民との共働」と視点5「社会全体での支援」を統合しまして、市民や事業者、地域、学校、NPOなど、あらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭を支援できるよう、取組みを進めてまいります。

続いて、「基本目標及び施策体系」でございます。施策につきましては、次頁以降でご説明しますので、ここでは基本目標を中心に説明いたします。

第5次計画では、3つの基本目標を掲げ、施策を推進してまいりましたが、第6次計画では、社会環境の変化などを踏まえ、新たに目標1として、「子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり」を掲げ、社会全体で子どもの権利の尊重や子育てを応援する環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

目標2「安心して生み育てられる環境づくり」につきましては、現計画の目標1をベースとしておりますが、少子化への対応として、専門委員会において、早期から妊娠・出産・育児について考える機会の重要性などが指摘されたことを踏まえ、対象を「主に妊娠前から乳幼児期」へ拡大したうえで、記載の3つの施策を推進してまいります。

目標3「子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり」につきましては、現計画の目標2をベースとしております。主に学童期から青年期を対象とした施策として、記載の3つの施策を推進してまいります。

目標4「一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり」につきましては、現計画の目標3をベースとしております。全年齢を対象とした施策として、記載の4つの施策を推進してまいります。

以上4つの基本目標の下で、12の施策を推進することにより、切れ目のない支援を行ってまいります。計画の総論は以上でございます。次頁をお願いいたします。

ここからは、各論として施策別の現状と課題や現時点における施策の方向性についてご説明いたします。なお、現状と課題につきましては、資料2の各施策のページにエビデンスとして関連データなどをお示ししておりますので、適宜ご参照をお願いいたします。

まず、目標1の施策1「子どもの権利の尊重と意見表明支援」でございます。現状と課題として、こども基本法の理念にのっとり、子ども施策を策定・実施することが国・自治体の責務とされたこと、市の調査によると、「子どもの権利条約の内容を知っている」と回答した中高生等は約3割に留まっており、また、「自分の意見が大切にされていないように感じることもある」と回答した中高生等は2割超となっていることを挙げております。

これらを踏まえ、子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発、子どもアドボカシーの推進に取り組んでまいります。

次に、施策2「社会全体で子育てを応援する環境づくり」でございます。現状と課題として、少子化が進展しており、市の調査では、若者が子どもをほしいと思わない理由として、子育ての様々な負担に加え、自分のやりたいことができなくなることや将来への不安を挙げる声が多く、出産・子育てに明るい展望を持ちづらい現状があること、保護者への調査では、ほしい子どもの数より実際に予定する数が少ない理由として、子育ての様々な負担を挙げる声が多いこと、家事・育児時間は、母親・父親ともに増加傾向にあります。依然として負担が母親に偏っており、また、子どもと過ごす時間が十分でないと感じる保護者が半数を超えていること、乳幼児の保護者からは、外出時に食事や休憩ができる場所やベビーカーでの移動のしやすさを求める声があり、小学生の保護者からは地域の道路環境の改善や防犯対策を求める声があることを挙げております。

これらを踏まえ、子ども・子育てを応援する機運の醸成、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり、子育てを支援するまちづくり、子どもの安全を守る取組みを進めてまいります。

目標1は以上でございます。続いて、目標2の施策3「妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり」でございます。現状と課題として、先ほどもございました保護者への調査で、ほしい子どもの数より実際に予定する数が少ない理由として、年齢的な理由を挙げる声も多く、また、不妊に悩む人からは、もっと早い段階で妊娠や出産についての正しい知識を得たかったという声があること、また、出産後の心身のケアや育児サポートを行う産後ケアについて、利用者負担の軽減などにより利用者数が急増し、受け皿が不足していることを挙げております。

これらを踏まえ、プレコンセプションケアの推進、不妊・不育に対する相談支援、産前・産後の支援、健康づくりと小児医療の推進に取り組んでまいります。

次に、施策4「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」でございます。現状と課題として、保育需要の地域的な偏りが生じており、入所保留児童が生じる一方、空きのある施設もあること、様々な保育ニーズへの対応に加え、国による保育士配置基準の改善もあり、全国的に保育人材が不足していること、病気の子どもを一時的に預かる病児・病後児デイケアの利用が増加しており、更なる受け皿の確保が求められていることを挙げております。

これらを踏まえ、教育・保育の提供、保育人材の確保、多様なニーズへの対応、教育・保育の質の向上に取り組んでまいります。

次に、施策5「相談支援体制と情報提供の充実」でございます。現状と課題として、子育てに不安や負担を感じる人が増加していること、子育ての悩みは様々であり、赤ちゃんに触れる機会がないまま親になった世代が様々な不安や悩みを抱えていると考えられること、市がどのような支援を行っているか分かりづらいという声があることを挙げております。

これらを踏まえ、身近な相談窓口や交流・学びの場の充実、乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり、情報提供の充実に取り組んでまいります。

目標2は以上でございます。続いて、目標3の施策6「子どもの様々な学び・体験機会の提供」でございます。現状と課題として、国の調査において、「将来の夢や目標を持っているか」という質問に対して肯定的な回答をした市内の小中学生の割合は、小学生で約8割、中学生で約7割とな

っており、コロナ禍を機に低下していること、市の調査では、子どもの地域活動などへの参加経験が減少しており、約半数の子どもが参加への意欲を示しているものの、減少傾向にあることを挙げております。

これらを踏まえ、自己形成や社会的自立に向けた取組み、様々な体験機会の充実、健やかな心身の育成に取り組んでまいります。

次に、施策7「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」でございます。現状と課題として、共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの需要がさらに高まっていること、市の調査によると、子どもがのびのびと遊べる施設や安心して過ごせる場所のほか、雨の日や猛暑日に利用できる屋内の遊び・活動の場を求める声が多いことを挙げております。

これらを踏まえ、放課後等における居場所の充実、中高生の居場所の充実、遊び・活動の場づくり、非行防止・健全育成活動の推進に取り組んでまいります。

次に、施策8「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」でございます。現状と課題として、SNSなどでのコミュニケーションが増加し、人間関係や悩みなどが周囲から見えづらくなっていることに加え、核家族化や地域関係の希薄化などにより、身近な人からサポートを受けにくくなっていること、教育相談アンケートや面談の充実などにより、いじめの認知件数が増加していること、コロナ下における生活環境の変化などにより、不登校児童生徒数が増加していることを挙げております。

これらを踏まえ、総合的な支援・連携体制の強化、いじめの防止・対応、不登校の児童生徒の支援、ひきこもり・無業の状態にある若者等の社会参加、自立・就労の支援に取り組んでまいります。

目標3は以上でございます。続いて、目標4の施策9「障がいのある子どもや発達に気になる子どもの支援」でございます。現状と課題として、療育センターなどにおける新規受診児数が増え、診断やサービス開始までに時間を要していること、保育所を利用しながら療育を受けさせたいというニーズや居住校区の学校で必要な支援を受けながら教育を受けさせたいというニーズが高まっていること、福祉と教育の連携強化など、切れ目のない支援が求められていることを挙げております。

これらを踏まえ、障がいの早期発見と療育・支援体制の充実、特別支援教育の推進、放課後等における支援の充実、発達障がい児の支援、自立や社会参加に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、施策10「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」でございます。現状と課題として、相談チャンネルの増加や社会的意識の高まりなどにより、児童虐待の相談や通告が増加する一方、保護者からは悩みの相談先が分からない、気軽に相談しづらいという声もあること、里親養育の包括的支援や施設などに入所する児童や社会的養護経験者などの自立支援の充実が求められていることを挙げております。

これらを踏まえ、アウトリーチ型支援や在宅支援等の充実、身近な相談支援体制の充実、関係機関の連携強化、親子関係の再構築支援、里親養育の推進、養子縁組の推進・支援、自立支援の充実に取り組んでまいります。

次に、施策11「ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援」でございます。現状と課題として、市の調査では、母子家庭は依然として厳しい経済状況にあること、ひとり親家庭は「子どもと過ごす時間の評価」が他の世帯分類より低いこと、家族の日常生活の世話などを行っている子ども

もや外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもが悩みや困難を抱えている場合があることを挙げております。

これらを踏まえ、ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援、ヤングケアラーの支援、外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもの支援に取り組んでまいります。

次に、施策 12「子どもの貧困対策の推進」でございます。現状と課題として、市の調査では、収入が低い世帯ほど、子どもの生活環境が安定しない、学習が遅れがち、体験機会が少ないなどの傾向が見られるほか、相談相手がいないなどの回答も多く、孤独・孤立化の傾向も伺えることなどを挙げております。

これらを踏まえ、子どもの貧困対策の総合的な推進、学習支援の推進、体験機会や居場所の充実、情報提供の充実に取り組んでまいります。説明は以上でございます。

(委員長)

はい、説明ありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思います。委員の皆様、ご意見等ございましたら、リアクションの手を挙げる機能等でお知らせいただければと思います。

また、ご発言の際のみマイクをオンにいただき、発言後は再びマイクをミュートに切り替えていただきますようお願いいたします。

では、よろしく申し上げます。

(委員)

お疲れ様です。

私からは、3点ほど述べさせていただきたいと思います。

1点目は、こども基本法に基づき、子どもの権利の尊重や当事者の意見の反映が計画に盛り込まれておりますので、以前も意見を述べましたが、ぜひ、子どもの権利条約を具体化するうえで、子どもの権利条例をつくるべきという意見をあげさせていただきたいと思います。

糸島市では、20条にわたる条例を現在、制定に向けて動いているところだと伺っております。非常に分かりやすい言葉で「子どもの権利を守るということはこういうものですよ」ということを表した20条にわたる条例について、パブリックコメントが今年6月から7月にかけて行われておりまして、来年の4月からの施行を目指されているということです。

なので、ぜひ本市でも、こういったものが具体化されるよう意見としてあげたいと思いますので、ご所見があれば伺いたいと思います。

それから2点目に、施策にもありました中高生の居場所というところもいろいろと出されておりますけれども、今泉にある児童館、これが1館しかないというところ。0歳から18歳までが利用できて、子育て支援にもそれから中高生の居場所としても幅広く、専門職員がおられて利用できるものが少なくとも中学校区の1つ、そして小学校区へ広げていくと。他都市にもあるような児童館が今こそ必要じゃないかと思います。ぜひ第6次計画に盛り込んでいただきたいと思います。この件についてのご所見もお伺いしたいと思います。

それから3点目に、子どもたちが健やかに育つ上で、ますます保育所や放課後児童クラブの必要性が高まっていると思います。保育の部分では配置基準の改善も処遇改善という形で出されておりますけれども、こういったことを国に求めていくということになるとは思いますが、そのことと同時に処遇の改善にも取り組むようなことが入ると思っております。

また、放課後児童クラブでいえば、本市は過大規模校がまだあるということで、これをなくすことで、放課後児童クラブの満杯な状況も少しでも改善していくことが求められていると思いますが、同時に放課後児童クラブの職員がすべて会計年度任用職員となっておりますので、長く子どもたちの成長を見守り、そしてその身分を保障するという意味でも、非常に専門性の高い仕事になっており、あらゆることを求められていると思いますが、子どもたちに携わる方々の身分を保障するうえでも正規にしていくということも、ぜひ計画に入れていただきたいと思っておりますけれども、それぞれご所見をいただければと思っております。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

1点目が子どもの権利条例については、目標1の施策1の充実等を含めて、事務局を含めた皆様でご検討いただければと思います。

2点目については、どの施策に関わることでしょうか。

(委員)

これは、現在、児童館が1つしかいないという意味で、意見させていただきました。

(委員長)

では、そういう課題があるということをご認識いただければと思います。

3点目は、どの施策でしょうか。

(委員)

確か目標1に保育のことが書いてあって、学童保育と居場所については、目標2と目標3にかかってくると思いますが。

保育所の問題と放課後児童クラブの問題を3点目に言いました。どちらも、保育士や放課後児童クラブで働いている方々の処遇の問題と合わせて、ご意見とさせていただいたところです。

(委員長)

保育士に関しては、国家資格で、正規のルートで私が所属する大学も要請させていただいているんですけど、放課後児童クラブの職員については、そういう専門職としての要請ルートが、恐らくまだある状況ではないのではないかと思いますので、他の政令指定都市の状況等も踏まえて、引き続き、情報収集して頂くように、私から事務局にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

では、その他ございますでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。所見をとということでしたので、述べさせていただきます。

まず1点目の子どもの権利条例につきまして、福岡市は条例を制定してございませんけれども、こちらの子ども総合計画を2000年に初めて策定した時から、現在の第5次計画まで一貫して、基本的視点の1番目に「子どもの権利の尊重」を掲げさせていただき、その視点も含めて、総合的・計画的に政策を推進させていただいたところです。

具体的な取組みとして、福岡市は全国に先駆けて、社会的養護における子どもアドボカシーの推進などにも実際に取り組んでおります。

委員がおっしゃったように、こども基本法が施行されたという状況も踏まえて、子ども権利条約などの理念に基づく施策の実施等が自治体にも義務付けられましたので、今回第6次計画の素案でお示しいたしましたとおり、基本的視点に加えて、目標1の施策の1番目に「子ども権利の尊重と意見表明の支援」を掲げ、今後、取組みを進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

(委員長)

では、2点目は。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

児童館についてご説明させていただきます。まず、現状についてですが、市内全域から利用できるよう、交通利便性の良い中央区今泉に中央児童会館を設置し、子どもたちに遊びや体験の場を提供しています。また、児童会館を拠点として体育館や公民館など様々な場所に向向いてアウトリーチ活動を行っております。

しかしながら、猛暑日や雨の日に遊べる場所がほしいというご意見もあり、子どもの遊びや体験活動の場が重要と考えておりますので、計画原案を作成していく中で、引き続き、充実について検討していきたいと思っております。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。3点目についてどなたか。

(事務局)

指導監査課長でございます。

私から保育所における保育士の配置基準に関しまして、少しご説明させていただきたいと思っております。

保育所等における保育士の配置基準につきましては、今年の4月から3歳児、4歳児及び5歳児の配置基準が改善されておりました、条例の改正等により対応させていただいているところでござ

います。

引き続き、こうした保育士の配置基準の改善につきまして、保育士確保方策の充実と合わせて、国に対して要望を行っていきたいと考えているところでございます。

また、今回の施策4の施策の方向性に、「保育人材の確保」を挙げさせていただいておりますけれども、引き続き、保育士確保方策の充実について、検討して進めていきたいと考えているところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。放課後児童クラブの話は何かございますか。

(事務局)

放課後こども育成課長でございます。

放課後児童クラブの支援員については、会計年度任用職員制度の中で運用させていただいております。

国家資格等はございませんけれども、資格要件として、保育士の資格を有する方や教員免許を有する方、そういった方々を面接試験等によって採用させていただいております。

現在は会計年度任用職員制度の中で、専門性を有する業務等に従事する職員という整理をさせていただいておりますので、現場の負担感も含めて、今後、よりやりがいを持って仕事に向き合ってもらえるように検討を進めていきたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

では、委員の皆様、いかがでしょうか。そのほか、お願いします。

(委員)

お願いいたします。私は専門委員会③に属していろいろと審議させていただきました。

今回、第6次計画の素案というところで、まず1点目は、基本理念に子どもの Well-being という言葉を1番最初のところに持ってこられていることが、医療保健に関わる者として、大変ありがたい変更といえますか、アップデートされたと思っております。

Well-being という言葉が基本理念に出てくるので、施策全体でも Well-being につながるとも言えるのですが、Well-being は国際的な指標もあると思っておりますので、福岡市における Well-being の指標がどうなっているかといった現状把握やそれに基づいた施策のように循環的に行う取組みが見えるような形になると未来に向かってという取組みとして良いと思っております。

福岡市が Well-being についてどういった取組みをされているか調べてみましたら、既に福岡市 Well-being&SDGs 登録制度という施策をなさっていて、Well-being はどうしても大人が注目されやすくなっていて、子どもの Well-being というのが注目されていないところがあって、それともう1点、国際的な指標でいうと皆様ご存じだと思いますけれども、日本の子どもの Well-being が先

進諸国の中で最下位から2番目でとても低いといったことも、日本国内で共有されているような現状もありますので、Well-being についての現状把握みたいなところを少し含めて、これからの5年間、2030年はSDGsの区切りでもあるので、また、福岡市はWell-beingの指標把握も子どもということではなくて、一般事業者向けの応援制度となっているので、子どものみならず、子育て世代を含む子どもに関わる方のWell-beingも含めた目配りみたいなものが形として現れるといいと思いました。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

市の基本計画でもWell-beingは1つのキーワードとして議論されていたところかと思います。貴重なご発言ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

(委員)

政策8ですが、悩みや問題を抱える子ども・若者の支援ということで、第3回専門委員会における施策の方向性に、「アウトリーチ型支援の充実に取り組む」という記載がありました。資料1の(2)の基本的視点にも、「プッシュ型、アウトリーチ型の支援を行う」という記載もありますので、せっかくであれば、施策の方向性の「総合的な支援・連携体制の強化」の括弧内に「アウトリーチ型支援を行う」というような記載をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長)

はい、ありがとうございます。事務局、ご検討いただいてもらってよろしいでしょうか。何かコメントされますか。今どうのこうの話ではなくて、総合的に検討した上で、文書の長さというものもありますし。

(事務局)

こども政策課長でございます。ご意見ありがとうございます。原案に向けて文書を考える中で検討させていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(委員)

よろしくをお願いします。

計画各論の目標に沿っていろいろな部署が取り組みをされていくことになると思いますけれども、我々は子どもに関して専門的にいろいろとやっているのだから分かりますが、専門用語がすごく多くて、今もアウトリーチ型やプッシュ型という文言が出ていましたけれども、具体的に現場で取り組む際

にどれくらい説明ができるのか、ちょっとどうだろうと思っております。

Well-being は括弧書きで説明がありましたが、例えば、目標2のプレコンセプションケアは何だろう、そこに男女ともに早期から妊娠・出産・育児について考えると書いてありますが、それとどうつながるのだろうかとか。

また、プッシュ型の支援と書いてありますが、一体何のことだろうと。あまり詳しくない人に説明する際に分かるような但し書きや※印で説明をつけるなど、何かあればより優しい表現になるのではないかと思います。

それに関連して、施策5のコロナ下という字は「下」なのですが、施策6のコロナ禍は「禍」になっていて、文字の統一をした方がいいのか、使い分けているのかも合わせてお尋ねです。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

カタカナ語に代表されるような新しい言葉など、行政の担当者や専門的な委員の先生なら分かるけど、それ以外の人には少し不案内なものは割とあると思います。市民に分かりやすい注釈ができるようでしたらお願いします。

あとコロナ下は変換ミスではないかと思いますので、チェックをしておいていただければと思います。

(事務局)

こども政策課長でございます。

コロナ下とコロナ禍は使い分けをしてございまして、施策5に書いているコロナ下は、コロナの状況下でという意味合いで使っているのに対しまして、施策6のコロナ禍は、コロナという出来事を契機にということで、あえてこの漢字を使って書き分けているところでございます。以上でございます。

(委員長)

コロナ下という表現はあるんですか。

(事務局)

はい。コロナ下という表現自体は、国や市の他の資料においても使用されております。

(委員長)

そうですか。それは不勉強で申し訳ありません。委員、そのようですけれども。

(委員)

分かりました。

(委員長)

ありがとうございます。では、そのほかお願いします。

(委員)

私たちがこの間、課題にしてきたことも新しく盛り込まれていて良かったと思う部分もあります。

最初に委員から発言がありました子どもの権利条例についてですけれども、私もこの間ずっと、福岡市の条例をつくるべきではないかと申し上げてきました。

理由の1つとして、目標1で子どもの権利条約について、しっかりと子どもたちに知らせていくとありますし、施策の中にも、子どもの権利にのっとった内容は盛り込まれているのですが、日常的な暮らしと学校生活の中で、どういった状況が権利に値するのかということは、子どもたちにとって、なかなかと伝わりにくいんですね。そういった意味では大本の条約をもって学びの場とするのも1つですが、より具体的で福岡市の地域にそぐった内容で子どもの権利条例が必要と思っていましたので、可能であれば、目標1の施策の方向性の1番上に、福岡市の子どもの権利条例をつくるというような方向性を示していただけたらありがたいかと、意見として申し上げたいと思います。

もう1つは、私も分かってはいましたが、先日ご相談をいただいた中でこんなに深刻な状況なんだと思ったのが、施策11にひとり親家庭などの様々な環境で育つ子どもの支援とありますが、家族というのは様々な形態がある中で、ステップファミリーのご相談をいただきました。

ステップファミリーという言葉自体は、私もなかなか認識できていなくて、ところが調べたら、これまで出会った相談も含めて、そういった家庭が結構ありました。同じ子育て環境にあっても、ステップファミリーは、再婚でそれぞれ子どもを連れていて、母親や父親の実子ではない場合があり、その関係性から非常に困難さがもたらされていると。

そういう関係性の中で虐待等が起こったという事例もありましたし、施策の方向性に文字として起こすかどうかは別ですが、ステップファミリーが今の家庭を紡いでいく困難さは、あまり認識されていません。徐々に社会問題となっている中で、何らかの形で周知していく方向性が必要ではないかと。

ご相談いただいた方からは、「こういう問題をどこに相談していいかわからない」、「一般的な子育て相談とも若干違う」、「非常に微妙なものがある」、「もしかしたら私だけかもしれない」など様々な思いで、本来であれば虐待相談や通常の子育て支援でいいはずだけれども、その関係性がある中で、ずっと相談に行きづらいということを皆さん抱えてあったんですね。

今回のことをきっかけにして、何らかの形で啓発していき、そして相談もできますよという機会になればいいなと思っていましたので、少しご検討いただければと思ひまして、発言しました。

(委員長)

委員、ありがとうございます。

1点目は子どもの権利条例ですが、座長としての私の考え方を申し上げますと、基本、日本は三権分立です。条例は地方自治体において議会マターになりますので、議会筋からの動きがないと、

行政で揉んでいただいている計画に条例を作りますと書くことは若干難しい段階なのではないかと考えておりますので、そういう意見が審議会の委員からあったということを事務局に認識していただいたというところまででお願いしたいと思います。

2点目は、ステップファミリーの微妙なところを含めた丁寧な関わりや相談体制があるかというところですが、具体的にはどの施策でしょうか。

(委員)

施策 11 に網羅されていると思いました。計画策定の中で、これからもっと具体的になると思いますので、ステップファミリーという文言やその説明など、何らかの形で周知していくいい機会ではないかなと。

私自身もそういう関係性があることは分かっていましたけど、具体的な言葉をいただくまでは、そこに今一つ着眼を持てていなかったという反省もありましたので。

(委員長)

多様な家庭と括るのか、ステップファミリーという用語自体を国がどのように扱っていて、家庭というところにどんな定義付けをされて、括られているのか、括られていないのかを含めて、事務局で情報があれば今お願いしたいと思いますが、無いようでしたら情報収集していただければと思いますが、事務局から発言ありますか。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

ステップファミリーは、国がひとり親家庭支援の手引きで「子連れで結婚、事実婚を含む形で新しくできた家庭」という定義をしております。

現在、福岡市にステップファミリーに特化した相談窓口はございませんが、ステップファミリーも家族の一形態と考えておりますので、その家庭における子どもや家庭状況に応じた各窓口で相談を受けて、その家庭がステップファミリーだということを認識しながら、助言や支援サービスにつなげているところでございます。

ステップファミリーには特化しておりませんが、お話を聞く中でステップファミリーも含め、きちんと丁寧に対応しているところでございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。ステップファミリーという呼び方は日本中で通じるのでしょうか。

(事務局)

日本中に通じるかと言われると、事実婚を含むということで、統計上も実態の把握が困難と考えます。国の手引きでは、相談を受ける側が相談を受けた場合にきちんと理解をした上で支援すると示されております。以上でございます。

(委員長)

はい、承知しました。施策 11 で計画に基づいて、現場で展開される支援や助言等を含めて、その辺りも認識しながらやっていただいている、やっていくということになると思います。委員、よろしいでしょうか。

(委員)

ご相談者は、ひとり親や貧困のように、ラベルではないが、そういった言葉があるところへは視点が行くけれども、両親揃っていることで一般化されやすく、その分、相談のハードルが高いということもおっしゃってありましたので、その辺りも重々含めて対応していただけたらと思います。

ステップファミリーという言葉が周知されていないこともあるので、何らかの形でこれが平準化していくといいのかなというような思いでいます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。確かにか、なるほどという言葉しか出てこないですが。そのほかございますでしょうか。委員お願いします。

(委員)

はい、ありがとうございます。

私からは施策 1 と基本理念も含めて少しご意見を申し上げられればと思っています。

まず、施策 1 についてです。子どもの権利の尊重と意見表明の支援ということで、子どもの権利に関わる話が施策のトップに掲げられているということは大変歓迎をしています。第 5 次は一番後ろにくっついてきたものがトップに持ってこられて、権利のことをずっと扱っていた者としては、ようやく来たなということで喜んでおります。

ただ、ここに書いてあること自体について違うと言うわけではないんですが、内容がまだまだ漠然としていて、どういうことをこの 5 年間で実装していくのか、少し見通しづらいというのが率直な感想です。

これまでの実績として、この 5 年の取組みが書いてありますが、それが子ども権利の認知度や意見が大切にされている、されていないという子どものアンケートにどうつながっているのかということが、少し見えにくいということもありますし、ここに書いてある施策が向こう 5 年間実施されていったところで、認知度が上がったり、子どもの意見が大切にされていないという子どもが少なくなったりということが確実に見通せるかということ、かなり不安は大きいかなと思っています。

そういう意味では、先ほど条例の話が少し出ていて、委員に取り上げていただいた糸島市の条例を私も委員として一緒につくっていましたが、条例というものは、基本理念を条約と同じように定めるということだけではなくて、通常、具体的な施策として、例えば、救済制度を作ったり、その前の相談制度を作ったり、あるいは調査研究が行われたり、あとは子どもの参加の仕組みとして、子どもの議会や何かの会議体をつくったり、様々な施策を展開するベースになるものとしてつくら

れています。

今の施策1がやや漠然としているところとの関係で言うと、子どもの条例そのものと言うよりは、子どもの権利という広い枠組みの中で、子どもが相談できたり、救済が図られたり、このテーマに沿って子どもが市の施策だっけたりに参加できるという部分がないことが不安を覚えるところではあります。

条例づくりについては、委員長おっしゃったように、各方面検討してというところがあるかもしれないですが、ここにある施策が確実に実行されているのか、各分野で具体的な施策に落とすために何が必要かを行政の中で検討する場や人が置かれないと、恐らくぼやっとしたまま、なんとなく講演会やりましたみたいな話で終わっていくのではないかとということが1番の不安です。

条例をつくることは私ももちろん大賛成ですけれども、合わせて、まずは、子どもの権利という凄く曖昧で扱いにくい施策を具体的に考える場をきちんと位置付けておくことが必要ではないかと思っていますことが1点目です。

この施策1に関しては、細かいところですけど、資料2の11ページの関連データ等に子どもの権利条約について「4つの権利」と紹介されていますが、今はこの「4つの権利」という使い方はもうされないようになっていっていますので、ここは表現の訂正が必要だと思います。この「4つの権利」というものは、だいたい40個ぐらいのいろいろなタイプの権利が条約に掲げられていて、それをカテゴリー分けして4つに分類したもので、もともと日本ユニセフ協会が「4つの権利」と言い出していたのが、ユニセフ協会自体が今はこの呼び方をやめていまして、呼び方としては「4つの一般原則」という呼び方で、条約の代表的な権利を説明するときには、特に重要な4つの条文を挙げて用いるようになっていっています。

具体的に言うと、2条の差別の禁止と、3条の最善の利益の確保、16条の生命・生存・発達に対する権利と、12条の意見の尊重という4つを「一般原則」という形で掲げるのが今は一般的になってきていますので、そこは表現を訂正していただく方が良いかと思いました。施策1については以上です。

その関連で、基本理念のところですけども、私も入れていただいていた専門委員会④でも少し申し上げたのですが、子どもの権利が今回の計画でかなり強く打ち出されている関係で、子どもの権利を守ってほしいとか、侵害されていると感じている子どもたちが、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という基本理念をどう受け止めるか、きちんとプラスの意味に真正面から受け止めてもらえるかと言うと、やや疑問があるところではあります。

今、まさに新学期が始まって、台風で休校になって、ぎりぎり生き延びているような子も恐らく市内にはいるはずで、下の説明文自体はすごく良いと思っているのですが、夢を描ける余裕がないと言うか、そういった気持ちになれていない子どもにとっては、夢を描けるまちという施策の打ち出し方はすごく強いプレッシャーだったり、自分に対するネガティブなメッセージとして受け取る子がいないということは恐らく無いと思います。

これまでの計画でも掲げられてきた基本理念で、変えるにはいろいろな議論が必要かと思っていますので、お伝えだけしておきます。

子どもの権利は、将来立派な大人になるための権利ではなくて、今を生きるための権利という位置づけが基本的な考え方ですので、そこと少しうまく合わないところはあるのではないかと感じる

ところ です。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員の指摘は、いわゆる夢を語る市のプランに今の権利の話を入れるということのミスマッチみたいところがどうしてもあって、そこをどううまく表現して、市民に共有していくかということで、必ずしも、権利ということが入ったから、計画から夢を全部外しましょうという話でも多分ないと思います。実際に本当に夢をもなかなか浮かばないような状況の子どもたちもいるということと、夢を追いかけて、どんどん福岡市を発展させて、あるいはそれを乗り越えていくような若い人たちを育てていくところも含めて。計画でも施策でも、完璧なものは当然ないわけなので、今のご意見含め、多種多様な考え方をより丁寧に少しずつほぐして、1つにさせていただけるよう、福岡市当局にはお願いできればと思います。ありがとうございます。

その他、何かございますでしょうか。副委員長、お願いします。

(副委員長)

ありがとうございます。

私から3点、気づいたところと私の希望を少し語りたくと思います。

総論の部分を見ていきますと、福岡県はかなり多くの外国の方々が住んでいらっしゃって、外国にルーツを持つ子どもが幼稚園や小学校、大学までたくさんいるので、多様化という言葉に含まれているかもしれませんが、計画策定の趣旨や基本理念に国際的な子どもたちもいると一言入れていただいた方が、そういった子どもたちも一緒にいて、そして、夢が描ける福岡のまちになると思いました。

それから、施策2の施策の方向性に「仕事と子育ての両立に向けた環境づくり」という大きなテーマをつくっていただいております。徐々に男性の育児休業の取得率が高くなってきていますが、100パーセントになるまではまだかなりかかると思います。以前お聞きしましたが、福岡市役所は男性の育児休業取得率が70パーセントぐらいだということでしたが、古賀市役所は100パーセントらしく、それを聞いて驚きました。市役所は高い割合になっておりますけれども、会社や組織等がそうしてくれると本当に子育てしやすい環境になると思いますので、文言を追加していただければいいと思いました。

それから、最後に、放課後児童クラブや幼稚園、保育園の先生方の人材不足がよく言われております。奨学金の提供などのいろいろな取組みがありますが、まだその需要に供給がついていかない中で、退職をなさったシルバー世代の皆様ボランティアとして活躍をしていただく、もう一度社会に出て補助的なお手伝いをしていただくと、現場で働いている専門職の人がとても楽になって、子どもをしっかりと見守ってあげられる状況になるのではないかと思います。

社会が世代で分裂しているために、高齢者がすごく孤立をしていて、なかなか家から出られない、どこにも行けないような状況ですので、社会の中で自分のできる範囲のお手伝いしてもらおうようなボランティア活動の機会をつくることによって、市全体を潤わせることって可能じゃないかなと思っております。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

1点目が、海外にルーツを持つ子どものお話ですが、そちらについては、施策11に「外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもの支援」があるようですので、副委員長としては、基本理念のところの話でしょうか。

(副委員長)

そうです。基本理念のところ一言入っていると、国際的な都市での子育てにフィットするかと思いました。

(委員長)

子ども一人ひとりという表現では足りないということでしょうか。全体のバランスもございますので、事務局に持ち帰っていただければと思います。

2点目が、楽しい育児のような話でしたでしょうか。

(副委員長)

施策2に男性の育児休業の促進という文言が入ると良いと思いました。

(委員長)

このレベルですかね。

(副委員長)

仕事と育児の両立に向けた環境づくりというところですね。

(委員長)

なるほど。3点目が、シルバー活用みたいな話ですね。

(副委員長)

ボランティアでジェネレーションのギャップを解いてと。

(委員長)

理念的には大切なことですが、実際にそういった動きがある程度地域にあった上で、それを汲み取って計画等を書いて、発展させる、支援することになりますので、まずはこのレベルではないところで具体化と言いますか、特定の地域だけのものを少し横展開していくといったものになっていくのではないかと思います。全世代型都市として大切なことだと思います。ありがとうございます。

では、そろそろいかがでしょうか。

(委員)

他の方の意見と似たところもありますが、例えば施策8の「総合的な相談窓口の提供」や他の施策でも「関係機関と連携した相談対応」といったことが書いてありますけれども、子どもの権利から考えると、悩みを窓口相談してと言っても相談に来ないし、さらに、総合じゃない個別の窓口に対象者だから来てくださいと言っても来ないのが現状なので、やはり施策7の居場所や施策1の子どもの意見表明支援を全部セットで考えないと子どもの本当の支援にならないと思います。広い窓口を設置すれば良いというよりも、例えば、相談窓口を作るとしても、施策7や施策8、施策1などの他の施策との関係を考えながら、やっていかないといけないかと思います。

先ほど委員がおっしゃった条例に基づく相談救済機関は、福岡県内に7つほどの条例があって、救済機関を設置している市町村がありまして、そこでは行政とは違った第三者的な窓口が専門職などいろいろなメンバーで子どもから相談を受けて、そこがその子どもの居場所にもなるし、意見表明の支援にもなっています。

相談を受けたら、大人が助けなきゃと思って関係機関と連携して支援をあてがうとかではなく、オンブズワークと言いますが、子どもの意見を聴きながら、成長や発達の過程にある子どもと一緒に、子どもをエンパワーしながら解決を目指していくという活動をしていますので、具体的な施策として相談体制などを考えるときには、子どもの権利の視点でどういうものが必要かを考えていただきたいと思います。

ここでは議論する場所ではないというお話もあるかもしれませんが、条例づくりは大事だと思いますし、その中で他の相談救済機関の仕組みなどをぜひ見てもらいたいと思っています。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

もし、議会筋に伝えることがあれば伝えていただければと思います。座長としては、条例について、行政当局にそれを後押しするということには、承りましたといった通り一遍な答えしかできないということをお汲みいただければと思います。

では、委員お願いします。

(委員)

施策9の現状と課題に「福祉と教育の連携など、切れ目のない支援が求められている」という記載がありますが、厚生労働省のトライアングルプロジェクトなどでは「家庭と教育と福祉の連携」と表現されるので、「福祉と教育の連携」と記載されているのだらうと思いますども、一方で発達障がい支援ネットワークや児童虐待防止などにつながる話で言うと、「医療と教育と福祉の連携」のように医療面も入った表現になることも多いです、実際には療育センターや福祉機関も半分医療ですが、医療という表現があまり入っていない気がします。先ほど基本理念の Well-being について、バイオサイコソーシャルな概念であるということも丁寧に説明してくださっているので、権利にもつながることでしょうけれども、健康な健全な心身を持つ子どもの権利というところを考え

でも、どこかに医療という言葉が入るとしたら、施策9や施策10かと思いますが、医療はこの計画とは違うということで入っていないのか、入れることもできるのかという質問です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。この辺りは事務局に聞くべきことで、医療については、コロナ下で体制を含めてかなり話題になったところですけど、子ども総合計画と医療はどのような切り分けと言いますか、別でやっていますということなのか、簡単でも構いませんので、事務局から答えられますか。

(事務局)

こども発達支援課長でございます。療育センターを所管しております。よろしくお願ひいたします。

貴重なご意見をいただいたと思っております。療育センターでは、発達障がいの診断のほか、未就学の子どもの発達に関する様々なご相談などもお受けしておりますので、医療保健の診療所機能を持っております。計画原案の文章を作成していく中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。お願ひいたします。

(委員)

いろいろと検診制度も大きく変わる時代で、医療・保健・福祉・教育の連携というものがキーワードになるのかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

(委員長)

ありがとうございます。そろそろ1時間半経過しますが、あと1問ぐらいあれば。なければこれで終わりたいと思っております。はい、ありがとうございました。

今回お見せいただいた資料は、優しいパステルカラーなど、見せ方、見え方にも気を配って、お手元に届いているかと思っております。審議会や計画策定を担当している行政当局の中に閉じ込まれないような感じで。先ほどの子ども権利にもありましたけれども、市民一人ひとり、さらには子ども一人ひとりに届くような、少しでも多くするとか、分かりやすくするということも含めて改善等など加えていただければと思います。

委員、最後にどうぞ。

(委員)

ありがとうございます。すみません、終わり際のところで。パステルカラーで思い出したところですけども、今の計画素案のペーパーは、恐らく多くの人にとっては見やすいんですけども、

色の識別が苦手な方にとって、あるいはフォントも読みにくいもの、読みやすいものがそれぞれあると思います。

市民、子どもに向けてということも含めて、どういう形でこれを読んでいただけるか、理解していただけるかということも重要なところだと思います。特に子どもに対して、市が計画についてどう考えてやっているかが伝わるような何か工夫ができるといいのかと。計画そのものをいくら優しく書いても難しくなるので、その点はぜひ見た目も含めて工夫いただければと思います。

(委員長)

子ども総合計画が確定したら、市民向けや若者向けにダイジェスト版のような分かりやすいものを作っていただくということも1つの支援になるかと思いました。

確かに色は本当に大切で、私も文科省にペーパーを書いたりするときに絶対に黄色は使わないよにとか、ちょうど今日、学生から黒板に青のチョークは使わないでくださいという意見があったりとか。本当に大変ですし、それぞれですし、委員ご指摘のフォントで言うと、明朝は見づらいのではなど、いろいろなことも言われていて、もしかすると、あっちが立てばこっちが立たずのような状況ではあるかと思いますが、そこを1つ1つ丁寧に皆様のご意見をもとに対応していただけるような時間になったのではなかと思います。ありがとうございました。

(事務局)

今回の第6次計画におきましては、パブリックコメントや計画ができた後も分かりやすく伝わるよう、子どもにも見やすいやさしい概要版を作って、しっかりと周知していきたいと考えているところです。

色使いにつきましては、市のユニバーサルデザインの手引きがございますので、十分に考慮しながら作ってまいります。

(委員長)

ちなみに子ども向けは、何歳向けに作るんですか。

(事務局)

小学生以上に見ていただけるような形で考えています。

(委員長)

1年生でも可能なレベルですか。

(事務局)

レベル感はいろいろあろうかと思いますが、分かりやすく工夫をして作っていきたいと考えております。

(委員長)

そうですね。常に改善をしていくような取組みになるかと思えますけれども、よろしくお願いします。

ではこれで本日の審議は以上とさせていただきます。事務局には様々な意見がありましたので、またブラッシュアップしていただいて、次回の審議会で審議にあたっていただければと思います。引き続きよろしくお願いします。

では、これをもちまして終了させていただきたいと思えます。皆様、本当にお疲れ様です。ありがとうございました。では、事務局お願いします。

閉会

(事務局)

委員長、副委員長、並びに委員の皆様、熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは最後に事務連絡でございます。本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し公表することとなっております。後日、会議録の内容を事前にご確認いただくため、事務局よりメールでお送りしますので、よろしくお願いいたします。

また、第6次福岡市子ども総合計画の原案などについてご審議をいただきたく、令和6年度第2回こども・子育て審議会を11月下旬ごろに開催をさせていただき予定でございます。

こちらにつきましても、後日、日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和6年度第1回福岡市こども・子育て審議会を終了いたします。本日は本当にありがとうございました。

閉 会